

千葉県報

定例
令和5年5月12日

主要目次

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| ○ 人事委員会規則 | 職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 一 |
| ○ 告示 | 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定 保安林の指定の解除 | 一 |
| ○ 千葉海区漁場計画の内容等 | 内水面漁場計画の内容等 | 二 |
| ○ 監査委員告示 | 道路の供用開始 | 二 |
| ○ 公告 | 包括外部監査人の監査の事務の補助 | 二 |
| ○ 土地改良区役員の就任 | 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 | 二 |
| ○ 都市計画区域区分に関する千葉県都市計画公聴会の中止 | 人事委員会公告 | 三 |
| ○ 令和五年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職員採用試験（獣医師、薬剤師、薬剤師（病院局）、保健師及び管理栄養士）の実施 | 令和五年度千葉県職員採用試験の一部試験職種の実施取りやめ | 一三 |
| ○ 企業局公告 | 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 | 一七 |
| ○ 病院局公告 | 建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 | 一七 |
| ○ 特定調達公告 | 入札公告 | 一七 |
| ○ 落札者等の公告（三件） | | 一九 |

人事委員会規則

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月十二日

千葉県人事委員会規則第十五号

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特務手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八條の十三第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「側近警衛」の下に「又は警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二條第一号に規定する警護対象者の身辺警護」を加え、同項第二号中「又は警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二條第一号に規定する警護対象者の身辺警護」を削り、同條第二項第二号中「皇族の側近警衛のうち」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務手当の支給に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

告示

示

千葉県告示第二百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一條の二の三第一項の規定により、寄附金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。）の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 名 称 | 住所又は事務所の所在地 | 納付事務の委託を受けることができる期間 | 指定をした日 |
|--------------------|-------------------|------------------------|----------|
| ちばぎんジェーシービーカード株式会社 | 千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一 | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで | 令和五年四月一日 |
| ちばぎんデイスリーカード株式会社 | 千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一 | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで | 令和五年四月一日 |
| 株式会社トラストバンク | 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号 | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで | 令和五年四月一日 |

千葉県告示第二百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 解除に係る保安林の所在場所
山武市蓮沼ホ字矢指二七番三五から二七番四一まで

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健

三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

千葉県告示第二百二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十二条第一項の規定により千葉海区漁場計画を定めたので、千葉海区漁場計画の内容及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により内水面漁場計画を定めたので、内水面漁場計画の内容及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年五月十五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和五年五月十二日から三週間、縦覧に供する。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

監査委員告示

| | |
|--------|----------------------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 |
| 国道第千代線 | 習志野市実籾三丁目二六番二地先から八三二番一地先まで |

千葉県監査委員告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人松本達之は、監査の事務を次のとおり補助させる。

令和五年五月十二日

千葉県監査委員 小倉 明
千葉県監査委員 川口 明浩

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所 | 補助できる期間 |
|----------|----------------------|--------------------------|
| 松原創 | 東京都墨田区八広三丁目四番一四号 | 令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで |
| 田畑収 | 東京都荒川区南千住七丁目二〇番一五〇六号 | 令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで |
| 田村奈央子 | 東京都品川区北品川五丁目三番一七七八号 | 令和五年四月二十八日から令和六年三月三十一日まで |

公告

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、香取市小見川土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があつた。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

就任監事

香取市阿玉川二四一番地一

菅谷 明仁

建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十六条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、県の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和六年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和五年五月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 入札に参加することができる者

千葉県知事 熊谷 俊人